

個人情報ファイルの名称	住居表示新旧対照ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部窓口課
個人情報ファイルの利用目的	公簿書類等の記載事項のうち、住居表示実施により変更された内容について公証し、申請者（証明等）の利便を図る。
記録項目	1氏名、2住所
記録範囲	住居表示実施時における世帯主等
記録情報の収集方法	住民基本台帳及び現地確認
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区区民部窓口課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	—
備 考	—

個人情報ファイルの名称	住居表示付定・変更・廃止申請書等ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部窓口課
個人情報ファイルの利用目的	住居表示制度の維持管理
記録項目	1氏名、2住所、3住居の状況、4電話番号
記録範囲	住居表示を必要とする建物その他の工作物について、付定・変更・廃止の申請をした者
記録情報の収集方法	申請書等
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区区民部窓口課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	—
備 考	—

個人情報ファイルの名称	住居表示台帳管理ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部窓口課
個人情報ファイルの利用目的	住居表示制度の維持管理
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号
記録範囲	建物の所有者又は住居者
記録情報の収集方法	申請書等
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区区民部窓口課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	—
備 考	—

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部窓口課
個人情報ファイルの利用目的	住民に関する記録を正確に、また統一的行うとともに、住民の利便を増進し、あわせて国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。
記録項目	1住所、2世帯主名、3氏名、4生年月日、5性別、6続柄、7住民となった日、8本籍、9筆頭者、10前住所、11住定日、12個人番号、13住民票コード、14旧氏、15通称、16外国人住民となった日、17国籍・地域、18法第30条の45に規定する区分、19在留カード番号、20在留資格、21在留期間等、22在留期間の満了の日
記録範囲	墨田区民及び過去に墨田区民であった者
記録情報の収集方法	住民異動届出書等
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区区民部窓口課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	なし
備 考	別途、住民基本台帳ネットワークシステム等に用いるため、住民基本台帳ファイル(抜粋版)が2種あり

個人情報ファイルの名称	印鑑登録データファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部窓口課
個人情報ファイルの利用目的	住民の権利義務の発生・変更等に関し、その者の同一性を確認する手段として印影を登録し、公証することを目的とする。
記録項目	1登録番号、2登録年月日、3氏名、4生年月日、5住所、6印影、7外国人住民の氏名の片仮名表記、8旧氏
記録範囲	満15歳以上の墨田区民
記録情報の収集方法	印鑑登録申請書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区区民部窓口課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	なし
備 考	—

個人情報ファイルの名称	住民票等交付申請書ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部窓口課
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳に登録済みの区民情報を住民票等によって公証する際の申請確認に用いる。
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4本籍・国籍、5続柄・親族関係、6容姿、7心身の障害の有無・程度、8職業・職種、9資格、10負債の有無・程度、11電話番号
記録範囲	住民票等の交付申請者及び住民票等の記載対象者
記録情報の収集方法	住民票等交付申請書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区区民部窓口課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	—
備 考	広域交付住民票及び住民票記載事項証明書を含む。

個人情報ファイルの名称	印鑑登録申請書ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部窓口課
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録処理を行うために用いる。
記録項目	1登録番号、2登録年月日、3氏名、4生年月日、5住所、6電話番号
記録範囲	満15歳以上の墨田区民で、印鑑登録を行う者。代理人を含む。
記録情報の収集方法	印鑑登録申請書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区区民部窓口課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	—
備 考	印鑑登録廃止申請書、印鑑登録亡失届を含む。

個人情報ファイルの名称	印鑑登録証明書交付申請書ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部窓口課
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録情報を公証するために用いる。
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4電話番号
記録範囲	印鑑登録証明書の交付申請を行う者。代理申請の場合は代理人を含む。
記録情報の収集方法	印鑑登録証明書交付申請書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区区民部窓口課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	—
備 考	—

個人情報ファイルの名称	住所異動届出書ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部窓口課
個人情報ファイルの利用目的	住民に関する記録を正確に処理するために用いる。
記録項目	1氏名、2電話番号、3住所、4生年月日、5続柄、6加入している健康保険、7年金の種類
記録範囲	墨田区への転入者、区内転居者、区外転出者。代理人を含む。
記録情報の収集方法	住所異動届出書等
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区区民部窓口課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種類	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	—
備 考	申出書、住民基本台帳法第9条及び第19条通知書等を含む。

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳カード交付申請書ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部窓口課
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳カードの発行・管理に用いる。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5電話番号、6住民票コード、7顔写真
記録範囲	墨田区民で住民基本台帳カードの交付申請者
記録情報の収集方法	住民基本台帳カード交付申請書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区区民部窓口課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	—
備 考	再交付申請書、返納申請書等を含む。

個人情報ファイルの名称	戸籍謄抄本等の請求書ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部窓口課
個人情報ファイルの利用目的	親族的な身分関係を公証することを目的とする。
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4本籍・国籍、5続柄・親族関係、6婚姻・婚姻歴、7家族構成、8容姿、9心身の障害の有無・程度、10職業・職種・職歴、11資格、12負債の有無・程度、13電話番号
記録範囲	請求者及び窓口に来た人
記録情報の収集方法	戸籍謄抄本等の請求書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区区民部窓口課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	—
備 考	—

個人情報ファイルの名称	住民票、戸籍謄本等郵送請求ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部窓口課
個人情報ファイルの利用目的	郵送請求書等の保管整備
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4本籍・国籍、5続柄・親族関係、6婚姻・婚姻歴、7家族構成、8容姿、9心身の障害の有無・程度、10職業・職種・職歴、11資格、12負債の有無・程度、13電話番号
記録範囲	郵送請求書及び添付された資料等に記載のある者
記録情報の収集方法	郵送請求者からの請求書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区区民部窓口課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	—
備 考	—

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳閲覧リストファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部窓口課
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳の一部の写しを法令で閲覧ができる旨の規定がある場合、閲覧に供する。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日
記録範囲	住民基本台帳に登録されている者（DV被害者等は除く。）
記録情報の収集方法	住民基本台帳からのデータ利用
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区区民部窓口課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	なし
備 考	—

個人情報ファイルの名称	戸籍附票ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部窓口課
個人情報ファイルの利用目的	戸籍記載者の住所移転の記録の整備
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5戸籍の表示、6住所を定めた年月日、7在外選挙人名簿への登録情報
記録範囲	戸籍に記載されている者全て
記録情報の収集方法	届出及び各自治体からの連絡
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	各市町村（戸籍の附票の記載の修正等のための市町村長間の通知（住民基本台帳法第19条））、地方公共団体情報システム機構（同法第19条の3）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区区民部窓口課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	各記録項目の内容については、住民基本台帳法（昭和48年法律第81号）第30条の35（自己の本人確認情報の訂正）に基づき訂正請求ができる。
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	—

個人情報ファイルの名称	死体（胎）埋火葬許可証交付申請書・改葬許可証交付申請書ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部窓口課
個人情報ファイルの利用目的	許可証の交付事務のため
記録項目	<p>【死体（胎）埋火葬許可証交付申請書】 申請者 1氏名、2住所、3生年月日、4続柄・親族関係 死亡者 1氏名、2住所、3生年月日、4本籍、5性別、6死因、7死亡年月日時、8死亡の場所、9火葬の場所、10妊娠月数、11分べん日時、12分べんの場所</p> <p>【改葬許可証交付申請書】 申請者 1氏名、2住所、3電話番号、4続柄・親族関係 死亡者 1氏名、2住所、3本籍、4性別、5死亡年月日、6火・埋葬年月日、7埋葬の場所、8改葬の場所、10改葬の理由</p>
記録範囲	申請者
記録情報の収集方法	申請による。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区区民部窓口課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	—
備 考	平成20年9月13日に戸籍事務が電算化され、死体（胎）埋火葬許可証は戸籍システムで発行できるようになった。

個人情報ファイルの名称	戸籍届書ファイル（本籍人受理・送付分、非本籍人受理分）
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部窓口課
個人情報ファイルの利用目的	法定受託事務であり、その保存が法令で定められており、個人の身分関係を出生から死亡に至るまで記録し、かつ、その身分を公証するため
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5本籍・国籍、6続柄・親族関係、7婚姻・婚姻歴、8傷病名・傷病歴、9心身の障害の有無・程度、10診断結果、11医療機関名、12職業・職種・職歴、13電話番号
記録範囲	戸籍届書に記録されている者
記録情報の収集方法	戸籍届出、報告、申請等による。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	東京法務局
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区区民部窓口課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定 別途、戸籍法に基づき閲覧及び証明書の請求ができますので、詳しくは、区民部窓口課（03-5608-6104）にお問い合わせください。
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	—
備 考	本籍人受理及び送付の届書は1月ごとに綴り、翌月東京法務局に送付する。非本籍人の届書については1年間保存し、翌年廃棄する。平成20年9月13日に戸籍事務が電算化され、届書の内容は戸籍システムに入力し記載することとなった。

個人情報ファイルの名称	戸籍受附帳（本籍人受理・送付分・非本籍人受理分）
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部窓口課
個人情報ファイルの利用目的	法定受託事務であり、調製すべきものと法令で定められており、個人の身分関係を出生から死亡に至るまで記録し、かつ、その身分を公証するため
記録項目	1氏名、2性別、3年齢・生年月日、4本籍・国籍、5続柄・親族関係、6婚姻・婚姻歴、7家族構成
記録範囲	戸籍受附帳に記載されている者
記録情報の収集方法	戸籍届出、報告、申請等による。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区区民部窓口課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	なし
備 考	平成20年9月13日に戸籍事務が電算化され、戸籍受附帳は届書の戸籍システムへの入力により、自動で作成されることとなった。

個人情報ファイルの名称	戸籍・除籍・改製原戸（除）籍ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部窓口課
個人情報ファイルの利用目的	法定受託事務であり、その保存が法令で定められており、個人の身分関係を出生から死亡に至るまで記録し、かつ、その身分を公証するため
記録項目	1氏名、2性別、3年齢・生年月日、4本籍・国籍、5続柄・親族関係、6婚姻・婚姻歴、7家族構成
記録範囲	戸籍・除籍・改製原戸（除）籍に記載されている者
記録情報の収集方法	届出、報告、申請等による。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区区民部窓口課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定 別途、戸籍法に基づき証明書及び謄抄本の請求ができますので、詳しくは、区民部窓口課（03-5608-6104）にお問い合わせください。
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	記録項目の内容については、戸籍法（昭和23年法律第260号）第113条、114条、116条に基づき訂正請求ができる。
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	なし
備 考	平成20年9月13日に戸籍事務が電算化され、戸籍に続いて除籍、改製原戸（除）籍も順次、戸籍システムに登録された。

個人情報ファイルの名称	犯罪人・犯歴等ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部窓口課
個人情報ファイルの利用目的	各種身分証明事務及び選挙人名簿の調製事務に供するため
記録項目	<p>【犯歴】 1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5本籍・筆頭者、6筆頭者との続柄、7前本籍・前筆頭者、8作成事由、9言渡日、10裁判確定日、11裁判所、12裁判区分、13刑名、14罪名、15刑期、16罰金、17執行猶予、18執行猶予取消確定日、19保護観察、20勾留日数、21刑終了日、22財産刑終了日、23犯行時少年区分、24刑の消滅日、25消滅事由、26備考、27閉鎖事由、28閉鎖日</p> <p>【後見】 1氏名、2住所、3生年月日、4本籍・筆頭者、5作成事由、6登記日、7宣告裁判所、8事件番号、9閉鎖事由、10閉鎖日</p> <p>【破産】 1氏名、2住所、3生年月日、4本籍・筆頭者、5作成事由、6宣告日、7宣告確定日、8宣告裁判所、9閉鎖事由、10閉鎖日</p> <p>【禁治産】 1氏名、2住所、3生年月日、4本籍、5宣告確定日、6宣告裁判所、7閉鎖事由、8閉鎖日</p>
記録範囲	犯歴、破産の該当者及び被成年後見人（墨田区に本籍を有する者）
記録情報の収集方法	東京地方検察庁、刑務所、保護観察所、東京法務局、地方裁判所等関係機関からの通知による。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	該当者の住所地の選挙管理委員会、該当者の住所地の印鑑登録担当部署、欠格事項照会自治体（犯歴該当時のみ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区区民部窓口課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	なし
備 考	平成20年9月13日の戸籍電算化に伴い、民刑事務管理システムが導入された。なお、本事務は明治5年の太政官布告により戸籍簿に犯歴等も記載されていたという歴史的経過から名簿の整備が市区町村の事務とされている。

個人情報ファイルの名称	自動車臨時運行許可申請書ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部窓口課
個人情報ファイルの利用目的	臨時運行の許可を必要とする自動車の管理者に対して公正かつ適切な許可を行う。
記録項目	1氏名、2住所、3職業・職種・職歴、4電話番号
記録範囲	自動車整備会社等の自動車臨時運行許可申請者
記録情報の収集方法	自動車臨時運行許可申請書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区区民部窓口課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	—
備 考	—

個人情報ファイルの名称	個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部窓口課
個人情報ファイルの利用目的	個人番号カードの交付、管理に用いる。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5個人番号、6電話番号
記録範囲	墨田区民で個人番号カードの交付申請及び受領をした者
記録情報の収集方法	個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区区民部窓口課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	なし
備 考	通知カード表面記載事項変更届、通知カード受領書、署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書 新規発行分・更新申請書、個人番号通知カード、個人番号カード受付・交付管理簿等を含む。

個人情報ファイルの名称	コンビニ交付用住民基本台帳ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部窓口課
個人情報ファイルの利用目的	証明書コンビニ交付による住民票発行を目的とする。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5本籍・国籍、6続柄・親族関係、7婚姻・婚姻歴、8家族構成、9前住所、10区民となった日
記録範囲	住民基本台帳ファイルに記録されている者
記録情報の収集方法	住民基本台帳ファイルと連動
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区区民部窓口課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	住民基本台帳ファイルに連動し自動改正される。

個人情報ファイルの名称	コンビニ交付用印鑑登録データファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部窓口課
個人情報ファイルの利用目的	証明書コンビニ交付による印鑑登録証明書発行を目的とする。
記録項目	1印影、2氏名、3年齢・生年月日、4旧氏
記録範囲	印鑑登録データファイルに記録されている者
記録情報の収集方法	印鑑登録データファイルと連動
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区区民部窓口課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	印鑑登録データファイルに連動し自動改正される。

個人情報ファイルの名称	コンビニ交付用戸籍ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部窓口課
個人情報ファイルの利用目的	証明書コンビニ交付による戸籍の全部（個人）事項証明書等の発行を目的とする。
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日、4本籍・国籍、5続柄・親族関係、6婚姻・婚姻歴、7家族構成
記録範囲	戸籍・除籍・改製原戸（除）籍ファイルに記録されている者
記録情報の収集方法	戸籍・除籍・改製原戸（除）籍ファイルと連動
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区区民部窓口課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	戸籍・除籍・改製原戸（除）籍ファイルに連動し自動改正される。

個人情報ファイルの名称	コンビニ交付用戸籍附票ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部窓口課
個人情報ファイルの利用目的	証明書コンビニ交付による戸籍記載者の附票発行を目的とする。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5戸籍の表示、6住所を定めた年月日
記録範囲	戸籍附票ファイルに記録されている者
記録情報の収集方法	戸籍附票ファイルと連動
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区区民部窓口課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	戸籍附票ファイルに連動し自動改正される。